

「いしかわステイサポート事業」 受入企業等の募集について

石川県では、将来的な移住希望者の掘り起こしや継続的な交流人口の拡大を目的に、県外の学生や社会人を対象に、県内企業での就労や、地域での交流・体験イベント、地域活動プログラムへの参加を通じて、石川県の魅力を体感していただくとともに、本県の魅力をSNSや口コミを通じた発信・広報を行っていただく、「いしかわステイサポート事業」を実施します。

つきましては、参加者の就労を受け入れていただける企業等を次のとおり募集します。

1 対象企業等

※受入企業等は、原則として次の要件を満たすところが対象となります。

- 労働関係法令に基づく労働契約を結ぶとともに、参加者に対して正当な賃金を支払うことができること。
- 労災保険の加入など必要な手続きを行うことができること。
- その地域の特性を活かした就労体験ができる企業等（例：観光関連飲食・小売業、宿泊業、製造業、サービス業、農業等）であること。
- 県が委託する事業者等が紹介・実施する交流イベントや学びの機会に参加できるよう配慮するなど、地域の人たちとの交流や学びを通じてリアルに地域の暮らしを体験できる機会を提供し、将来的な地方移住につなげる当該事業の趣旨に賛同いただけること。
- 1週間から1ヶ月間程度受入れができること。

2 受入時期・期間

2023年5月～2024年3月を予定（随時、左記のうち7日間～30日間）

※受入期間については、想定であり、ご希望があればご相談ください。

※受入企業として応募いただいた場合でも、参加者の希望がない等の理由でマッチングできない可能性があります。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、新規受入を停止いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

3 参加者（就労者）の募集

参加者（就労者）の募集は、原則として委託業者が行います。

4 経費について

本事業の経費の負担については、以下のとおりです。

○受入事業者の負担

参加者の賃金、労災保険料、作業着、宿泊費（ご準備いただける場合）など

○参加者の負担

県内移動費、県外から県内滞在場所までの交通費、飲食費、宿泊費（受入事業者が宿泊先を確保できない場合）など

○県の負担

イベント保険料、事業全体の広報費等

5 申込方法等

(1) 提出書類：「いしかわステイサポート事業」受入企業等申込書（別紙）

(2) 提出方法：電子メールもしくはFAXにより提出

(3) 提出先：いしかわステイサポート事業事務局

（委託先：株式会社カラフルカンパニー）

FAX：076-292-1838

Eメール：wh@colorfulcompany.co.jp

※応募数が一定数に達するなど状況に応じて募集を取りやめる場合があります。

※その他提出書類の確認等について、委託先から連絡させていただくことがあります。

6 問い合わせ

いしかわステイサポート事業事務局（委託先：株式会社カラフルカンパニー）

電話：050-1864-3072

Eメール：wh@colorfulcompany.co.jp

【Q&A】

Q1. 参加者（就労者）の募集方法は？

A1. ホームページやフェイスブック等による広報の他、大学訪問や、合同説明会などを行い、広く募集します。参加者を確保できるよう努力しますが、首都圏のアルバイト単価も大幅に上がっており、魅力ある仕事であることをPRできないとなかなか参加者も応募してこないと思われます。仕事内容や交流イベント等の魅力もPRしながら募集を行いますので、受入企業等のホームページなどへの掲載についても御協力いただきますようお願いいたします。

Q2. 参加者の滞在場所としては、どのような場所を想定していますか。また、その際の費用負担はどうなりますか。

A2. 企業等の寮、市町村等所有宿泊施設、移住体験施設、ホテル等の宿泊施設等を想定しています。旅館業法等に違反することのない施設での宿泊となります。宿泊に要する費用は企業等でご準備いただくか、難しい場合は、参加者に負担いただくこととなります。

Q3. 参加者の飲食費は経費対象となりますか。

A3. 原則として、飲食費は参加者の負担となります。

Q4. 参加者の研修にあたり、備品を購入したいのですが費用は企業負担となりますか。

A4. 受入いただく企業でご負担いただくこととなります。

Q5. 交流イベント・学びの場等の具体例を教えてください。

A5. 各地域の魅力を知ってもらう内容（例えば地域おこし協力隊・移住者との意見交換会、祭りに参加、県内大学生との交流会等）を考えております。イベント等の実施は、地域や受入企業等の協力を得ながら行うことを想定していますが、受入企業等が直接企画、運営して行うことも可能です。参加者が気軽に参加できるようにご配慮願います。

Q6. 参加者は選べますか。

A6. 参加者の募集の際、性別や年齢制限を設けることはできませんが、応募者の中から選ぶことは可能です。

Q7. 参加者と企業とのマッチングはどのように行われますか。

A7. 採用までの参加希望者とのやり取りは委託業者が一括して行います。場合によっては、委託業者が就労先の調整を行った後、参加者と直接電話等で面談していただくことも可能です。

なお、受入企業として応募いただいた場合でも、若者等の希望がない等の理由でマッチングできない可能性があります。

Q8. 雇用人数に制限はありますか。

A8. 雇用人数に制限はありません。

Q9. 参加者の勤務時間は決まっていますか。

A9. 週5日勤務で一日8時間を想定していますが、労働基準法の範囲内で就業日数及び就業時間を決めることができます。

Q10. 参加者の了承を得られた場合、1ヶ月を超えて雇用を継続できますか。

A10. 県の事業としては最大1ヶ月の雇用となりますので、その期間を超えた後に継続して雇用したい場合には別途ご相談ください。

Q11. 雇用関係の手続きを進めている受入前において、新型コロナウイルスの感染が拡大した場合は、働き手の確保の問題もあり、予定どおり受け入れてもよいか。

A11. 新型コロナウイルスの感染状況によっては、受入を停止いただく場合があります。

Q12. 参加者が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合、どのように対応すればよいか。

A12. 感染が判明した場合は、参加者の出勤を停止し、遅滞なく事務局までご報告ください。

Q13. 参加者の新型コロナウイルス感染により、クラスターが発生し、休業となった場合、補償はあるのか。

A13. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う損害については、事務局は責任を負いかねますので、ご理解のうえご参加ください。